

発議案第5号

令和元年9月25日

四街道市議会議長 戸田 由紀子 様

提出者	四街道市議会議員	成田 芳律	
賛成者	同	岡田 哲明	
賛成者	同	西塚 義尊	

不適正な事務執行に伴う行財政運営に関する決議の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和 元年 9月25日 原案可決

四街道市議会議長 戸田由紀子



提案理由

本案は、不適正な事務執行に伴う行財政運営に関する決議の提出について、別紙のとおり決議を致したく提案するものです。

不適正な事務執行に伴う行財政運営に関する決議（案）

当市の財政状況は、経常収支比率が県内ワーストワンとなる年もあり、依然として厳しい状況にある。そのようななか、事務上のミスが度重なることにより、更に財政運営に悪影響となる事態が相次いだことは、大変遺憾である。

市は、これらのことを受け、損失に対する補填の考えを市議会に提示したが、その内容は、全職員からの給与を原資とするものであった。

確かに、職員給与に関する削減等の取り組みは、行財政運営上の理由であれば、行財政改革の視点からも一定の理解を示すものではある。

だが、他市の事例を見ても、有志による補填や職務遂行に基づく補填を行い、不足部分について、職員との対話により模索している。

また、監査要求事項の範囲は、子ども・子育て支援整備交付金の内示取り消しに係る監査であり、その監査からの報告における「責任を組織全体で受け止めること」を基にして、市営住宅使用料（家賃）の算定誤りについて同様に判断したとのことであるが、2件にまとめには明確な論拠があるとも言い難い。

しかし、市民に対し、多大なる迷惑をかけた事実に変わりはなく、そのため当該損失については、議案第23号の否決をもって補填の放棄を認めるものではない。

そのため、市民サービスの低下を招くことなく、組織が一丸となり、市民の信頼回復に向け、事務の執行にあたっては、厳格に行うことを行ふことを強く求める。

以上のことから以下決議します。

- 逸失利益を生じた事実は変わらないため、改めて損失分の補填に相応する項目並びにその額及び期間を、速やかに提示すること。
- 人員配置や事務量の平準化を図り、時間外勤務を徹底して縮減すること。
- 1及び2に際し、市民サービスの低下を招かないようにすること。
- 本件の分析・評価・対応策の整備を進め、内部統制制度の導入や、再発防止策を速やかに構築し、市議会及び市民に報告すること。

令和元年9月25日

四街道市議会